

5. 11. 21

1936



勞務第四一七八號

昭和五年十一月十八日

警視總監 九山 鶴 吉

中務大臣 安達 謙藏 殿
社 會 局 長 官 殿
各 府 縣 長 官 殿 (ハ大ナホリ)

株式會社東京セルロイド加工所労働争議ニ関スル件 (辯三報)

要旨ハ會社側ハ争議發生直后米國ヨリ注文品アリタル為メ解決ヲ急クニ至リ

ハ争議因本邦ニテハ左系ノアリニヨリ拡大セリトシタルハ會社ノ誠意
ヲ認メ十四日交渉ノ結果田滿解決セルカ其条件ハ争議以前ノ輸入ノ
ニ後シタルニアリ

標記争議ニ関シ既報ノ如ク本月十四日急轉並下田滿解決セルカ此
A

九 警 察 取 締

前叙ノ如ク本月十二日ノ至 會社ノ對策不誠意ナリトシ職
工約百名ハ本社ニ大擧之氣勢ヲ揚ケタリシカ交渉員ノ變換ニ
ヨリ急事ナリシカ全協日本化学ノ裏面煽動アルニヨリ推移警
戒中ナリ
右及申(通)報候也

(2) 事 業 主 側

會社側ニ於テハ欠損相重キ現状ニテ推移セハ到底破産スル
ノ己ムナキニ至ルヘンシカ打開策トシテ操短ヲ決行スルニ
至レルモノニシテ現況ハ極度ニ切迫セルニヨリ譲歩ノ餘地
ナキ意嚮ナリ

抄セサルニ後業員ノ大割合ハ組合ノ意按シ懲セサルモノア
リテ目下後業員ノミエテ交渉スヘキ意嚮ナリ本争議ニ関シ
全協日本化学労働組合ハ争議ノ擴大ヲ計ルヘリ別條ノ如キ
(内相閣下ノミ)團結ヲ欲シ本月十日工場内ニ投入セリ